



(号 外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔省 令〕

○介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生九二)

〔叙位・叙勲〕

〔褒 賞〕

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責関係

会社その他
会社決算公告

三二六

一九七

省 令

○厚生省令第九十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十二条第六項及び第二百四条の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十一年十一月四日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 施行法の経過措置等に関する規定(第百六十六条―第百八十一条)」を「第八章 施行法の経過措置等に関する規定(第百六十六条―第百八十一条)」を「第九章 施行法の経過措置等に関する規定(第百六十六条―第百八十一条)」に改める。

第二十三条中「特例被保険者(法第十三条第一項本文に規定する者又は同条第二項各号に掲げる者をいう。以下同じ。)に該当しなく」を「法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けなく」に改める。

第二十五条第一項中「特例被保険者に該当するに至つた者は」を「被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つたとき、又は同項の規定の適用を受けるに至つた際現に入所をしている介護保険施設から継続して他の介護保険施設に入所することによりそれぞれの介護保険施設の所在する場所に順次住所を変更(以下「継続住所変更」という。したときは)に改め、同項第一号を次のように改める。

一 被保険者が、法第十三条第一項本文若しくは第二項の規定の適用を受けるに至つた年月日又は継続住所変更をした年月日

第二十五条第二項中「特例被保険者に該当しなくなつた被保険者は」を「被保険者が、法第十三条第一項本文又は第二項の規定の適用を受けなくなつたときは」に改める。

第二十六条第一項中「厚生大臣が別に定める様式」を「様式第一号による」に改める。

第三十一条中「第二十三条」の下に、「第二十五条第一項」を加える。

第六十七条第二項中「法第二十九条又は」を「要介護認定を受けている者が法第二十九条若しくは」に改め、「当該要介護状態区分の変更の認定」の下に「又は要支援認定を受けている者が法第二十七条の規定による要介護認定を受けた場合における当該要介護認定」を加える。

第六十六条中「事項を」の下に「書面により」を加える。

第二百三十三条第十二号及び第二百三十四条第十二号中「当該歯科医療機関」を「当該協力歯科医療機関」に改める。

第二百三十六条第一項第十二号中「利用者」を「入所者」に改め、同項第十四号中「当該歯科医療機関」を「当該協力歯科医療機関」に改める。

第二百三十八条第十二号中「利用者」を「入院患者」に改める。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

第八章 雜則

〔事業状況の報告〕

第百六十五集の二 国民健康保険団体連合会は、毎月の事業状況を翌月二十日までに、都道府県知事に報告しなければならない。

(身分を示す証明書の様式)

第百六十五条の三 職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第二十四条第一項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書様式第二号

二 法第二十四条第二項の規定により質問を行う場合に同条第三項の規定により携帯すべき証明書
様式第三号

三 法第七十六条第二項、法第八十三條第二項、法第九十條第二項及び法第一百二十二條第二項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第四号

四 法第百条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書 様式第五号

五 法第百七十二条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書
様式第六号

六 法第百九十七條第四項において準用する法第二十四條第三項の規定により携帯すべき証明書様式第七号

七 法第二百二条第二項において準用する法第二十四条第三項の規定により携帯すべき証明書

附則第二條の次に次の一條を加える。

(要介護認定等に関する暫定措置)

第二條の二 法第二十七條第三項の厚生省令で定める者は、この省令の施行の際に限り、次のとおりとする。

一 指定介護老人福祉施設における介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある生活相談員等介護老人保健施設における看護又は介護の提供に係る計画等の作成に關し経験のある看護職員等

又は支援相談員

三 法第七条第二十三項に規定する療養型病床群等における看護に係る計画等の作成に関し経験の

四 老人福祉法第二十條の七の二に規定する老人介護支援センター（法第四十六條第一項の指定に

に係る居宅介護支援事業を行う事業所であるものに限る。）における介護に係る計画等の作成に関し
経費のある介護福祉士等

五 介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）第一条第一項の介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者であつて、同項の介護支援専門員実務研修を修了していないもの附則の次に次の八様式を加える。

模式第一号 (第二十六条関係)

(表面)

(一)										(二)										(三)																																																																																																																																																																							
介護保険被保険者証										<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">厚生労働省分等</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>誕生年月日</td> <td colspan="9">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>認定の有効期限</td> <td colspan="9">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>活動場所(通所)</td> <td colspan="9" style="text-align: center;">区分支給限度基準額</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td colspan="9">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1月当たり</td> </tr> <tr> <td>付加給付(介護保険給付)</td> <td colspan="4">サービスの種類</td> <td colspan="5">給付の限度額</td> </tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr> <td>短期入所サービス</td> <td colspan="9">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr><td colspan="10"></td></tr> <tr> <td>認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>										厚生労働省分等										誕生年月日	平成 年 月 日									認定の有効期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日									活動場所(通所)	区分支給限度基準額									サービス	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1月当たり									付加給付(介護保険給付)	サービスの種類				給付の限度額																																													短期入所サービス	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																			認定審査会の意見及びサービスの種類の指定										<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">給付制限</th> <th style="width: 40%;">内 容</th> <th style="width: 40%;">期 間</th> </tr> <tr> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">居宅介護支援事業法 以外の事業所の給付</td> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開始年月日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">介護保険給付</td> <td>種類</td> <td>入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日</td> </tr> </table>										給付制限	内 容	期 間			開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日	居宅介護支援事業法 以外の事業所の給付		開始年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日		開始年月日 平成 年 月 日	介護保険給付	種類	入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日	名称	介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日	種類	入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日	名称	介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日
厚生労働省分等																																																																																																																																																																																											
誕生年月日	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																										
認定の有効期限	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																										
活動場所(通所)	区分支給限度基準額																																																																																																																																																																																										
サービス	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1月当たり																																																																																																																																																																																										
付加給付(介護保険給付)	サービスの種類				給付の限度額																																																																																																																																																																																						
短期入所サービス	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																										
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定																																																																																																																																																																																											
給付制限	内 容	期 間																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
居宅介護支援事業法 以外の事業所の給付		開始年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
		開始年月日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
介護保険給付	種類	入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
	名称	介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
	種類	入居 平成 年 月 日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
	名称	介護 平成 年 月 日 平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">有効期限</td> <td colspan="9">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">被 保 険 者</td> <td>番 号</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="9"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>生年月日</td> <td>昭和・大正・昭和</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>性 別</td> <td>男</td> <td>女</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">交付年月日</td> <td colspan="8">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">保険者番号並びに保険者の名称及び印</td> <td colspan="8"> </td> </tr> </table>										有効期限	平成 年 月 日									被 保 険 者	番 号										住 所										フリガナ										氏 名											生年月日	昭和・大正・昭和	年	月	日	性 別	男	女			交付年月日		平成 年 月 日								保険者番号並びに保険者の名称及び印																																																																																																									
有効期限	平成 年 月 日																																																																																																																																																																																										
被 保 険 者	番 号																																																																																																																																																																																										
	住 所																																																																																																																																																																																										
	フリガナ																																																																																																																																																																																										
	氏 名																																																																																																																																																																																										
	生年月日	昭和・大正・昭和	年	月	日	性 別	男	女																																																																																																																																																																																			
交付年月日		平成 年 月 日																																																																																																																																																																																									
保険者番号並びに保険者の名称及び印																																																																																																																																																																																											

様式第三号 (第百六十五条の三関係)

(表面)

介體保險檢查
(法第二十四條關係)

(城國)

34
 35

年 月 日交付

官職又は職名 氏 名

厚生大臣又
は都道府県
知事

印

介護保険法 (抄)

(標準重額の提示等)

- 2 贈与物として贈付されたものは、必要があると思われるときは、債権者等がその贈与物を返却する権利を有する。この場合、債権者は、贈与物の返却を受けることができる。
- 3 前二項の規定による贈與物を行使する場合において、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による場合は、犯罪被害のため、に認められたものと解釈してはならない。

第二百八条 介抱給付事を受けた者が、第三十四条第二項の規定による報告をする若しくは附随の報告をするとき又は同項の規定による報告書の提出に付して、二十万円以下の罰金に處する。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第四号（第百六十五条の三関係）

(表面)

[illegible]

(四)

加 裝

年 月 日交付

姓名

都道府県
知事
印

介護保険法 (抄)

(報告書)

[illegible]

(雜占等)

第八十三卷
 第一回
 第二回
 第三回
 第四回
 第五回
 第六回
 第七回
 第八回
 第九回
 第十回
 第十一回
 第十二回
 第十三回
 第十四回
 第十五回
 第十六回
 第十七回
 第十八回
 第十九回
 第二十回
 第二十一回
 第二十二回
 第二十三回
 第二十四回
 第二十五回
 第二十六回
 第二十七回
 第二十八回
 第二十九回
 第三十回
 第三十一回
 第三十二回
 第三十三回
 第三十四回
 第三十五回
 第三十六回
 第三十七回
 第三十八回
 第三十九回
 第四十回
 第四十一回
 第四十二回
 第四十三回
 第四十四回
 第四十五回
 第四十六回
 第四十七回
 第四十八回
 第四十九回
 第五十回
 第五十一回
 第五十二回
 第五十三回
 第五十四回
 第五十五回
 第五十六回
 第五十七回
 第五十八回
 第五十九回
 第六十回
 第六十一回
 第六十二回
 第六十三回
 第六十四回
 第六十五回
 第六十六回
 第六十七回
 第六十八回
 第六十九回
 第七十回
 第七十一回
 第七十二回
 第七十三回
 第七十四回
 第七十五回
 第七十六回
 第七十七回
 第七十八回
 第七十九回
 第八十回
 第八十一回
 第八十二回
 第八十三回
 第八十四回
 第八十五回
 第八十六回
 第八十七回
 第八十八回
 第八十九回
 第九十回
 第九十一回
 第九十二回
 第九十三回
 第九十四回
 第九十五回
 第九十六回
 第九十七回
 第九十八回
 第九十九回
 第一百回

第二十三

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第七号 (第百六十五条の三関係)

(表面)

介護保険施設承認 (法第百九十七条関係)	
-------------------------	--

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 厚生大臣又は 看護長 印	(報告の徴収等) 第百九十七条 (省略) 2 (省略) 3 厚生大臣又は看護長は、医療保険者に対し、納付金の徴収に際して必要なと認めるときは、その徴収に際して必要な徴収を徴し、又は当該医療者に徴収にその徴収を徴収させることができる。 4 第二十条第三項の規定は、前項の規定による徴収について準用する。 第五十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした医療保険者、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団の役員、理事、又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 第百九十七条第三項の規定による徴収をせず、若しくは徴収の報告をし、又は同項の規定による徴収を延滞、拒否、若しくは怠慢したとき。 2 (省略)
---	--

官職又は職名 氏 名

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

様式第八号 (第百六十五条の三関係)

(表面)

介護保険施設承認 (法第百九十七条関係)	
-------------------------	--

(裏面)

第 号 平成 年 月 日交付 市町村長 印	(施設検査等に関する調査) 第二十二条 市町村は、被保険者の資格、被保険者及び被保険者に係る調査を行うときは、被保険者、第一号被保険者の住所及びこれらに對し、又その物の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問をすることができる。 2 第二十条第三項の規定は、前項の規定による質問について準用する。 第二十四条 (省略) 2 (省略) 3 市町村は、各号で、被保険者、第一号被保険者の住所及びこれらに對し、又その物の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問をすることができる。 4・5 (省略)
--------------------------------	--

職名 氏 名

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。

この用紙は、B列11番目(1)目なる用紙とす。